

# 公 募 要 領

沖縄県では、以下のとおりアジア・ビジネス・ネットワーク事業を実施します。  
受託を希望される事業者は、本要領に従って企画提案書を提出してください。

なお、この公募は、令和7年度当初予算成立前の手続きとなるため、予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を事業実施の前提とする事前準備手続きとなります。予算成立等が事業実施の条件であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または国からの交付決定がなされなかった場合、契約を締結できないことがあります。

## 1 事業目的及び事業内容

### (1) 事業目的

本事業は、以下の①及び②並びに付帯する業務を実施することにより、海外と沖縄とのビジネス交流を促進することを目的とする。

#### ① 沖縄投資促進サポート業務

海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際のサポート窓口の設置・運営。

#### ② 海外ビジネス展開サポート業務

県内企業・団体等が、ビジネス拡大のため海外の企業・団体等とネットワークを構築する取組等のサポート窓口の設置・運営。

### (2) 事業期間

3年間（令和7年度～9年度）

事業年度毎の契約を行いますが、事業の実施状況等をふまえて契約を継続する場合があります。

令和7年度は、別添「企画提案仕様書」に記載されている内容について実施し、翌年度以降においては、必要に応じて事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行う場合があります。

### (3) 委託業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 予算額（令和7年度）

55,160,000円

## 2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 自己又は自社の役員等が以下①～⑦に掲げる者でないこと及び以下①～⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 業務を実施するための、十分な人員体制を有するものであること。
- (5) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (6) 県内において業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに迅速に対応できる体制を有する者であること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下①～⑤のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格（1）～（4）の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（5）及び（6）の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、1つの業務に対する提案は1件であること。

### 3 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

### 4 応募の手続き（スケジュール）

質問受付期間	仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式8]を記入し、電子メールにより提出してください。 <a href="mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp">aa050075@pref.okinawa.lg.jp</a>
令和7年 3月10日（月） ～ 3月17日（月） 正午まで	① 質問受付期限 令和7年3月17日（月） 正午 ② 提出先 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 ※グローバルマーケット戦略課HPにて随時掲載します。 <a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/</a>

提案書提出期限	応募書類等の提出は、持参又は郵送等により提出してください。なお、郵送等の場合は、書留郵便や宅急便等発送履歴の確認できる方法としてください。
令和7年 3月24日(月) 正午(必着)	(提出先) 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 戦略推進班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
審査委員会	日時：令和7年3月31日(月) 予定
2次審査として各応募者から提案書に沿って内容説明をお願いします。	※詳細な日時は、提案書受付後、書類審査(1次審査)のうねメールにて連絡します。 場所：県庁内会議室 備考：1応募者から3名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間15分程度、質疑15分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

## 5 提出書類及び必要部数等

下記様式1～7、その他資料を一連にして10セット(原本1部、コピー9部※すべて片面印刷)作成し、ドッチファイルに綴って提出すること。各セットの間には、インデックスで間切りを入れること。ドッチファイルはなるべく1冊でまとまるよう、太めのサイズを用いること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式1]
- (2) 企画提案書[様式2]
- (3) 会社概要表[様式3]
- (4) 積算書※[様式4]
- (5) 事業計画[様式5]
- (6) 実績書[様式6]
- (7) 誓約書[様式7]
- (8) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして10セット(片面)作成し、ドッチファイルに綴ること。

※積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 直接人件費(人件費、嘱託員報酬等)
- 直接経費(旅費、委員謝金、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、使用料・賃借料等)
- 一般管理費(委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出、特定が困難な間接経費。「(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内とする。)
- 再委託費(再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること)
- 消費税相当額(旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上し、その合計額に10%を乗じた額とすること(円未満切り捨て))

## 6 委託事業者の選定

### (1) 選定の方法

- ① 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行います。なお、企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、3者程度を選定する場合があります。
- ② 1次審査を通過した事業者を対象に、沖縄県商工労働部内に設置する審査委員会において各提案内容を審査し、優先順位を決定します。（2次審査）
- ③ 2次審査は、必要に応じてプレゼンテーションによる審査を行います。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とします。
- ④ 審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じません。
- ⑤ 審査委員会により優先順位第一位として選定した事業者が辞退した場合又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとしします。
- ⑥ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合があります。

### (2) 主な評価項目（予定）

審査においては、事業目標達成の観点から、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- ② 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ③ 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- ④ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

## 7 委託契約について

契約金額については、選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定します。なお、提出された経費見積書と同額としない場合があります。

## 8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については非公表とします。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要があります。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (5) 委託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとします。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではありません。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払います。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とします。

- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書によります。
- (9) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報含む）について、関係法令に則り適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うこと。
- (10) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 本要領に違反すると認められる場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (11) 令和7年度の事業実施状況等をふまえ、翌年度以降の契約につき継続審査を行う予定です。

〈沖縄県財務規則〉（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 9 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 戦略推進班（担当：仲間）

電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526

E-mail : [aa050075@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp)